

廃棄物規制担当参事官室

1. 適正処理の更なる推進と循環型社会の形成に向けた廃棄物処理法の産業廃棄物に係る規定の合理的運用について

廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠であり、都道府県・政令市におかれては、日々、産業廃棄物の適正処理の推進に向けて、廃棄物処理法の適切な運用に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

しかしながら、一部の自治体において、廃棄物処理法（同法に基づく政令、省令及び告示等を含む。以下本項において同じ。）の文言のみに囚われた形式的な解釈や、産業廃棄物処理業者の合理的な実務を踏まえない運用、廃棄物処理法で定める書類以外に多くの書類の提出を求める指導など、産業廃棄物処理業者に対して過度の負担を強いる行政実務が見られる。その一方で、不適正処理案件等について、行政指導のみを繰り返し、廃棄物処理法に定める各種命令権限等を適時適切に行使しないまま、生活環境保全上の支障を生じさせ、更に拡大させてしまっている事例も跡を絶たない。

産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理業者であり、その中核となるのが優良な処理業者である。そして、そのような優良な処理業者を育成し、悪質な処理業者を排除する取組で最も重要な役割を果たすのは、廃棄物処理法上の権限を有する都道府県及び政令市である。

このような観点から、各都道府県・政令市においては、以下の事項を常に念頭に置きながら、産業廃棄物に係る廃棄物処理法の規定の合理的な運用に努めていただきたい。

- ① 産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理業者であり、その中核となるのが優良な処理業者であること。
- ② 各都道府県・政令市における廃棄物処理法担当者1人1人の業務運営方針や言動が、優良な処理業者の育成と悪質な処理業者の排除に当たって大きな影響力を有し、重要な役割を果たしていること。
- ③ 産業廃棄物処理業者等に対する行政指導等から得られた様々な情報を踏まえ、優良な処理業者と悪質な処理業者とを的確に見極めた上で、メリハリを付けて産業廃棄物行政を遂行すること。
- ④ 廃棄物処理法の目的は、廃棄物の適正処理を通じた生活環境の保全及び公衆衛生の向上であり、この目的のために設けられた各規定の趣旨を踏まえ運用すること。その際には、当該規定のみならず、廃棄物処理法の他の規定、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法など関連法令も勘案し、全体最適となるような運用を心がけること。
- ⑤ 従来の指導方針や解釈等を漫然と踏襲したり、前例が無いことを理由にしたりするのではなく、近時における産業廃棄物処理及び産業廃棄物処理業界における状況の変化を踏まえて、産業廃棄物行政を遂行すること。さらには、産業廃棄物処理及び産業廃棄物行政のイノベーションも意識して取り組むこと。

環境省としても、規制・手続の合理化に取り組んでいる。各地方公共団体におかれても、取組に御協力いただくとともに、更なる改善の提案があればお寄せいただきたい。

2. 排出事業者責任について

排出事業者責任については、廃棄物処理法第3条第1項において、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定されている（排出事業者責任）。その重要性については、かねてから通知等により周知を図ってきたところである。

平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県・市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」と指摘を受けたことを踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）を発出した。

また、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）をチェックリストにまとめた「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」（平成29年6月20日付け環廃産発第1706201号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を発出した。

上述のとおり、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、廃棄物処理法第12条第7項において、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めることとされている。これに関し、具体的な措置として自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられるが、「必要な措置」とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、施設を实地確認する方法や他者が間接的に確認する方法などの措置を講ずれば免責されるというものではない。この注意義務は、例えば現地確認を他者に任せきりにするなどによって果たせるものではなく、排出事業者自らの責任において適切に履行すべきものである。

この点について、デジタル技術の進展により、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができると認められるのであれば、实地に赴いて確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である旨、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について」（令和

5年3月31日付け環循適発第23033125号、環循規発第23033110号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）を発出しているため、こちらを参照されたい。

また、上記の注意義務を怠った場合や排出事業者の委託基準及び産業廃棄物管理票の義務等に係る違反によって、不適正処理が行われた場合又はそのような義務等に何ら違反していないが適正な対価を負担していない等の一定の要件を満たす場合において生活環境保全上の支障が認められるときは、積極的に措置命令を発出するなど、不適正処理を行った者のみならず、排出事業者の責任を追及することも重要である。令和3年4月に改定した「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、事案に応じて、排出事業者の責任の追及をお願いしたい。

さらに、環境省のウェブサイト上にも排出事業者責任の徹底を図る特設サイトを開設しており、こちらで上記の関連通知やチェックリストをまとめている。各都道府県・政令市においても、排出事業者が処理責任を適切に果たすよう指導及び周知徹底等をお願いしたい。

なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるものにおいて廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規程が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい（例えば、規程で委託契約書の省略を定めている場合であっても、産業廃棄物処理の委託に当たっては廃棄物処理法に基づき書面による契約が必要となる。）。

<参考資料>

- ・排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

- ・行政処分の指針について（通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>

- ・デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について

<https://www.env.go.jp/content/000125691.pdf>

3. デジタル化への対応について

(1) 電子マニフェストの普及拡大

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって事務の効率化や情報管理の合理化につながることに加え、各都道府県・政令市における監視業務の効率化、不適正処理の原因者究明の迅速化や廃棄物処理システムの透明化を図ることができるなどメリットが大きい。令和6年3月末時点の電子マニフェストの普及率は81%に達しているが、産業廃棄物の委託処理量に対する電子マニフェストの割合では60%程度にとどまっていると見込まれるため、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月閣議決定）において、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率を新たな指標とし、2030年度までに75%に達することを目指している。

ついては、各都道府県・政令市におかれては、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への電子マニフェスト加入促進の要請、公共工事での電子マニフェストの利用促進の要請及び排出事業者としての都道府県及び市町村による電子マニフェストの利用促進など、普及促進に向けた更なる御協力をお願いしたい。

また、令和2年度から年間50トン以上の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）を排出する事業場でこれらの処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化された。各都道府県・政令市におかれては、電子マニフェストの使用義務者となる排出事業者に対し、使用義務が履行されているか立入検査等を通じて確認するようお願いしたい。さらに、電子マニフェスト導入済みの排出事業者において廃棄物引渡し後の迅速な登録が徹底されるよう、これらの事業者への指導についても御協力をお願いしたい。

オンライン利用率引き上げの基本計画（令和2年12月4日策定、令和3年10月4日改定）では、電子マニフェストの一部義務化の施行状況及び各アクションプランに掲げた取組の効果を踏まえ、電子マニフェストの使用義務付け範囲の段階的な拡大について検討することとしており、さらに、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）においても、「環境省は、電子マニフェストが排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者全てが使用することで機能する制度であることを踏まえ、原則として全ての事業者の使用を義務付けることを含め、範囲の段階的な拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。」とされていることから、所要の措置について検討することとしている。

<参考資料>

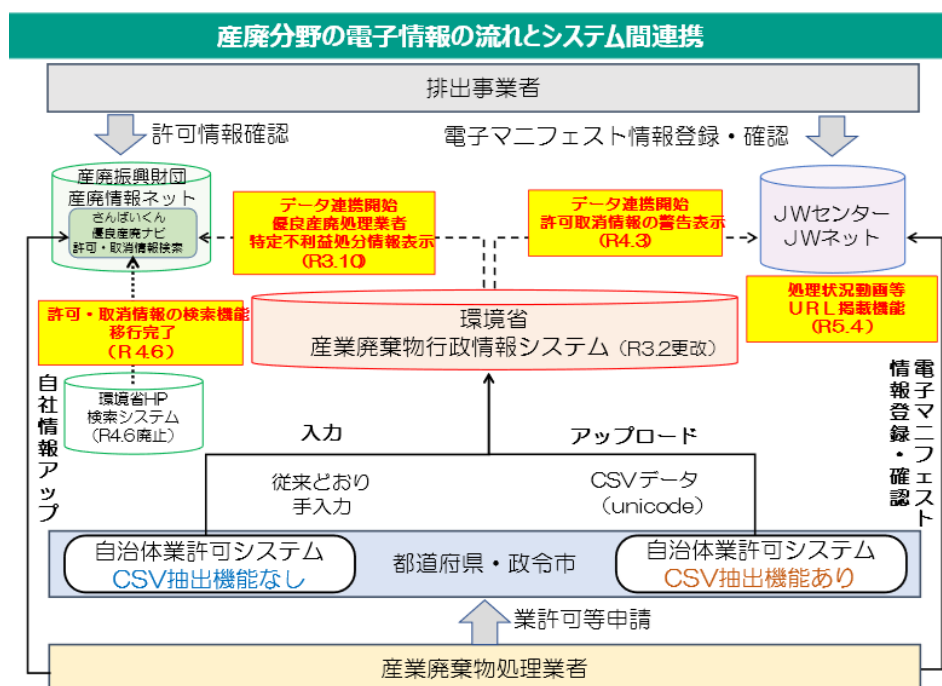
- ・規制改革実施計画に基づく「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の基本計画
https://www.env.go.jp/other/basic_plan_for_online_procedures_enhancement/index.html
- ・特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者向けパンフレット
https://www.env.go.jp/guide/pamph_list/pdf/H31103_WEB_denmani.pdf

(2) 許可情報・行政処分情報の迅速・確実な登録

産業廃棄物行政情報システムは、（公財）産業廃棄物処理振興財団のシステム「さんばいくん」とデータ連携し、「さんばいくん」において全国の産業廃棄物処理業者約 11 万者が閲覧・検索が可能であり、認定を受けた優良産業廃棄物処理業者に対する特定不利益処分に係る情報が表示される仕様となっている。令和 4 年 6 月には、それまで環境省ホームページに掲載されていた「産業廃棄物処理業者許可情報検索システム」と「産業廃棄物処理業・処理施設許可取消処分情報」とを産業廃棄物処理振興財団が運営する「産廃情報ネット」に移行し、「さんばいくん」「優良産廃ナビ」と合わせて 4 つのシステムを一元的に利用することが可能となっている。また、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）が運用を行う電子マニフェストシステム（JWNET）にも、データ連携をしており、電子マニフェストの利用者が許可取消処分を受けた事業者名を入力すると警告画面が表示される機能を追加した。これらのデータ連携により、排出事業者が適切な処理業者を選択するための情報が充実し、廃棄物処理法に基づく処理責任をより一層適切に果たすことが期待される。

これらのデータ連携や検索システムが効果を発揮するためには、最新の産業廃棄物処理業の許可情報及び行政処分情報が漏れなく産業廃棄物行政情報システムに登録される必要があるが、相当数の未登録情報が確認されており、また、誤った情報の登録や、登録の遅滞によって、許可業者情報を正しく検索できない等の事態が生じている可能性がある。

各都道府県・政令市の御理解・御協力により改善傾向にあるが、引き続き、CSV による一括登録機能を活用して登録業務の効率化を図るなど、産業廃棄物行政情報システムへの情報の登録について御協力をお願いしたい。特に、施設設置許可取消、事業停止等の行政処分情報の登録については、迅速かつ正確に行われるよう、願います。



（３）行政手続のオンライン化について

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和２年１２月２５日閣議決定）において、国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスでデジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立ってデジタル・トランスフォーメーションを実現し改革を進めていくことが必要であり、行政サービスを通じて社会全体にデジタル化によるメリットを広くいきわたらせていくこと等が明記された。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年１２月２６日制定、令和７年６月１３日改定）においても、重点政策の１つとして「e-Gov の利用促進」が位置づけられており、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においても e-Gov を利用しやすくなるよう、e-Gov 電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備することとされている。

このため、環境省としても e-Gov により産業廃棄物に係る行政手続のオンライン化を進める前提とし、更に国による一元的なプラットフォームの整備を目指している。現在、デジタル庁が e-Gov を用いた地方公共団体への申請・届出等について対応を進めていることを踏まえ、環境省も歩調を合わせることであり、仕様等が明確化された際は実現に向けた御協力をお願いしたい。また、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出について、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づく令和６年度共通化の対象候補になったことから、デジタル庁による e-Gov の地方公共団体対応に合わせ検討をしている。

このほか、行政手続については、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月３１日付け環境適発第 23033125 号・環境規発第 23033110 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）等において電子メール等を利用した書類の提出の活用について積極的な推進を求めている。なお、「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）」等（令和２年５月１５日付け環境適発第 2005152 号・環境規発第 2005151 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）の「七 書類の提出等に関する柔軟な対応について」等において、受付の柔軟化についてお知らせしているように、電子メール等による廃棄物処理法や PCB 特措法の規定に基づく届出等の推進に当たっては、当該届出を受け付けた旨を通知する場合、当該通知も含めて電子メール等を活用されたい。

（４）アナログ規制の見直し等について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年１２月閣議決定）において示された

デジタル原則の1点目が「デジタル完結・自動化原則」であり、「書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。」とされている。これを受けて、令和4年6月には、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（デジタル臨時行政調査会）が策定され、アナログ規制を見直す効果として、経済成長や人手不足の解消、所得の向上といった点に加え、行政の在り方の変革につながるとされている。

代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目が挙げられ、アナログ行為を求める場合があると解される法令等について、規制の見直しを検討することとしている。デジタル技術を活用することで、オンラインによる遠隔監視や維持管理上必要な適合性判定の自動化が可能となれば、実地に赴くためのコスト、時間、人的資源の削減につながることが期待される。

これまで環境省では、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和5年3月31日付け環循適発第23033125号・環循規発第23033110号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）や「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032929号・環循規発第2403296号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）等の技術的助言によりデジタル原則の推進を行ってきた。

さらに昨年6月には「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和6年6月28日付け環循適発第2406282号、環循規発第2406282号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）を発出し、アナログ規制7項目のうち目視規制及び定期検査・点検規制に係る新たに解釈の明確化を図るべき事項等についてお示した。

各都道府県・政令市におかれては、非対面型で対処できる業務を電子化するなど、行政のデジタル化に積極的に取り組んでいただきたい。

<参考資料>

- ・デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（デジタル臨時行政調査会（第4回）資料7）

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10>

<https://www.digital.go.jp/councils/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/>

4. 不法投棄及び不適正処理対策について

各都道府県・政令市の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和5年度）」によると、令和5年度に新たに判明したと報告された不法投棄は、100件（前年度134件、-34件）、投棄量は4.2トン（前年度4.9万トン、-0.7万トン）であった。ピーク時に比べて件数・量ともに減少傾向にあるものの、依然として毎年新たな不法投棄が報告されており、撲滅には至っていない。また、令和5年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理は、121件（前年度107件、+14件）、不適正処理量は5.0万トン（前年度2.6万トン、+2.4万トン）であった。なお、令和5年度末における不法投棄及び不適正処理事案は、残存件数が2,876件（前年度2,855件、+21件）、残存量は1,011.2万トン（前年度1,013.5万トン、-2.3万トン）、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去等に着手している又は計画的に実施すると報告のあった事案は70事案であった。

<参考資料>

- ・産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和5年度）について

https://www.env.go.jp/press/press_04046.html

（１）未然防止・拡大防止対策

環境省では、引き続き、各都道府県・政令市と緊密に連携し、監視活動、啓発活動等を推進するとともに、産業廃棄物の実務、関係法令等に精通した専門家チームを派遣して原因者への責任追及や支障除去の手法等を助言することにより各都道府県・政令市を支援する「不法投棄事案等対応支援事業」を実施するなど、未然防止・拡大防止のための取組を推進していく。各都道府県・政令市におかれても、引き続き、地方環境事務所との連携を図り、不法投棄等対策を強力に推進し、対応に万全を期されたい。

併せて、不法投棄等対策には、未然防止はもとより早期発見、早期対応による拡大防止が重要であることから、監視や立入検査を強化し、事案が確認された際には、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、生活環境の保全を図るため、権限の行使を怠ることなく措置命令を発出するなど、行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

（２）支障除去等に対する支援

平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金から支援を行ってきた。各都道府県・政令市において基金の支援を受けることを検討される場合には、環境省又は同基金が設けられている産業廃棄物適正処理推進センター（公益

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）に早めに連絡いただきたい。

当該基金は、国と産業界が協力して造成しており、令和6年度には、マニフェスト頒布団体等9社と、マニフェスト頒布団体等以外の産業界の19社から出えんを頂いている。

しかし、令和3年度以降の基金による支援のあり方の見直し以降、不法投棄の原因分析からすると原因者が不明な事案や無許可の解体工事者が原因の事案等が発生しており、適正な産業廃棄物の処理を行っている事業者等から理解を得にくい事案もあり、産業界からの積極的な幅広い出えんを得ることが難しい状況である。さらに、都道府県・政令市の不法投棄支障除去に係る支援費用が大きい事案が発生していることもあり、基金の枯渇が現実的なものになっている。

このため、「支障除去等に対する支援のあり方検討会」の中間とりまとめ（令和5年6月）を踏まえ、事案内容に応じて支援割合を10分の7、10分の6、10分の5の3区分に見直した。

<参考資料>

- ・支障除去等に対する支援のあり方検討会について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/post_70.html

- ・令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/com_support-restore/post_69.html

- ・不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援（産業廃棄物適正処理推進センター基金）について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/tekisei_kikin.html

（３）廃棄物混じり盛土による災害防止対策

令和3年7月の熱海の土石流災害を受けて、同3年8月に、環境省を含む関係省庁連名で、全国の都道府県に盛土の総点検を依頼し、土地利用規制所管部局が危険な盛土を把握・目視点検し、廃棄物の混入が疑われる場合は、各都道府県・政令市の産廃部局により廃棄物の有無を確認いただいた。令和4年3月末時点において、対象の約3.6万箇所のほぼ全て（99.9%）の盛土について点検完了しており、廃棄物の投棄等が確認された盛土は142箇所であった。

盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土については、各都道府県・政令市が実施する調査及び支障除去等事業を支援することしているので、環境省又は支障除去等事業のための廃棄物処理法基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。

また、令和5年5月に告示された「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害防止に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）」にて示されているとおり、不法・危険盛土等については、地方公共団体における新たな盛土規制法所管部局だけでな

く、廃棄物規制担当部局や、警察等関係部局等と緊密に連携して安全対策に取り組むことが重要である。そこで、各都道府県・政令市におかれては、関係者による定期的な連絡会議の開催や、必要に応じて、人事交流を行うなど、関係部局間の連携強化をお願いしたい。さらに、ワンストップ相談窓口の整備などにより、住民等が不法・危険盛土等を認識しやすく、通報しやすい環境を整備するとともに、入手した不法・危険盛土等に関する通報情報を共有することで、不法・危険盛土等の早期発見に努めていただきたい。

また、廃棄物混じり盛土の発生防止のためには、建設現場等における遵守体制を更に強化することが不可欠であるため、建設リサイクル担当部局、環境部局、労働基準監督署が連携して実施している建設現場パトロールや、建設現場への立入調査時における排出事業者（元請業者）のマニフェスト交付確認などの取組が重要である。環境省においても、不法投棄等事案について、各都道府県・政令市への専門家派遣による技術的助言事業の対象に、令和3年度から廃棄物混じり土を加えたほか、警察との連携等に関して収集した優良事例を国土交通省に共有するなど、盛土による災害の防止に取り組んでいる。

なお、基本的な方針において、「廃棄物処理法においては、廃棄物処理業者が廃棄物処理法以外の法令に違反し、廃棄物処理業者として廃棄物の適正な処理を確保することができないと認められる場合、当該廃棄物処理業者に対して事業の停止を命ずることができる。廃棄物処理業者が宅地造成及び特定盛土等規制法や貨物自動車運送事業法に違反した場合についても、適切に対処するものとする。」とされている。

また、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号。）が令和5年5月に施行され、新たな法制度である「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）によって、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなった。盛土規制法や基本的な方針を踏まえ、廃棄物処理法の適用関係について整理するとともに、廃棄物処理法の運用における留意事項の明確化を趣旨とした「宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）」（令和5年9月29日付け国官参宅第31号・5農振第1741号・5林整治第826号・環循適発第2309291号・環循規発第2309291号）を発出した。盛土規制法においては廃棄物処理法に基づく許可を受けた者が行う工事に係る適用除外の規定等があるため、それらに留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

<参考資料>

- ・盛土による災害の防止に関する検討会（内閣府（防災担当））
<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosagai/>
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について（国土交通省）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）
<https://www.env.go.jp/content/000163386.pdf>

5. PCB 廃棄物処理に向けた取組について

（１）高濃度 PCB 廃棄物について

高濃度 PCB 廃棄物の処理については、各都道府県及び政令市を中心にあらゆる関係者が関与して、鋭意掘り起こしを進めていただいた結果、新たに発見される高濃度 PCB 廃棄物はおくわずかとなり、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）での処理は、計画通りに処理を終了する（東京事業所及び北海道事業所での処理が令和 8（2026）年 3 月に終了予定）。

【参考 1、2】

残された期間において高濃度 PCB 廃棄物の処理を確実に進めていくため、都道府県・政令市においては、未だ自ら処分又は処分を委託していない保管事業者への早期処理等に関する指導の徹底をお願いします。特に、東京・北海道事業所の事業終了準備期間を活用した処理について、行政代執行も含め、事業終了準備期間内に着実に処理が完了できるよう計画を立て処理を進めていくようお願いします（東京・北海道事業エリアの JESCO への登録は令和 7 年 10 月で終了予定）。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 特措法」）に基づく「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」においては、地方公共団体の役割として、地方公共団体自らも率先して、その保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることが求められることから、各都道府県・政令市におかれても、より一層積極的な取組をお願いします。また、各都道府県におかれては、貴管下の市町村に関しても、同様の取組を促進していただきたい。

なお、JESCO 事業終了後に高濃度 PCB 廃棄物が発見された場合の適正処理について、有識者会議において技術的・制度的な検討を進めている。

PCBの処理

歴史と課題

- 1968年（昭和43年）西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 1972年（昭和47年）行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。（国内使用量 累計約5.4万トン）
 - 約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗（39戦39敗）。処理の停滞・保管の長期化
 - この間に、高圧変圧器・コンデンサー等 約1.1万台が紛失（1998年（平成10年）厚生省調査）
- 2001年（平成13年）PCB特措法成立。**
- 国が主導し、**全国5か所にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設**を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、2004年（平成16年）～2013年（平成25年）にかけて順次設置。
- 2014年（平成26年）各施設の処理期限（当初は2016年（平成28年）7月）を延長。再延長は無いこと等を約束。
- 2016年（平成28年）PCB特措法改正。
 - 処分期間内（計画的処理完了期限の1年前まで）の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。
- 2021年（令和3年）9月 北九州市、大阪市、豊田市、北海道へ処理継続等の要請を実施。
- 2022年（令和4年）4月までに要請受入の回答を受領。
- 2022年（令和4年）5月 処理継続等、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改訂版を閣議決定。
 - 高濃度PCB廃棄物の処理完遂に向けて、今後の処理見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用した処理を明記。
- 2024年（令和6年）3月 JESCO北九州・大阪・豊田事業所における高濃度PCB処理事業を終了
- 2024年（令和6年）8月 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改訂版を閣議決定。
 - 事業終了後に発見された北九州・大阪・豊田事業エリアの変圧器・コンデンサー等については、JESCO北海道事業所での広域処理を実施。



低濃度PCB廃棄物の処理期限 2027年（令和9年）3月

PCB特措法に基づき適正な処理を推進



(2) 低濃度 PCB 廃棄物について

低濃度 PCB 廃棄物は令和 9 (2027) 年 3 月末が処理期限となる。廃棄物処理法に基づく無害化処理認定等事業者数は令和 7 (2024) 年 3 月末現在で 33 事業者となっている。

【参考 3、4】

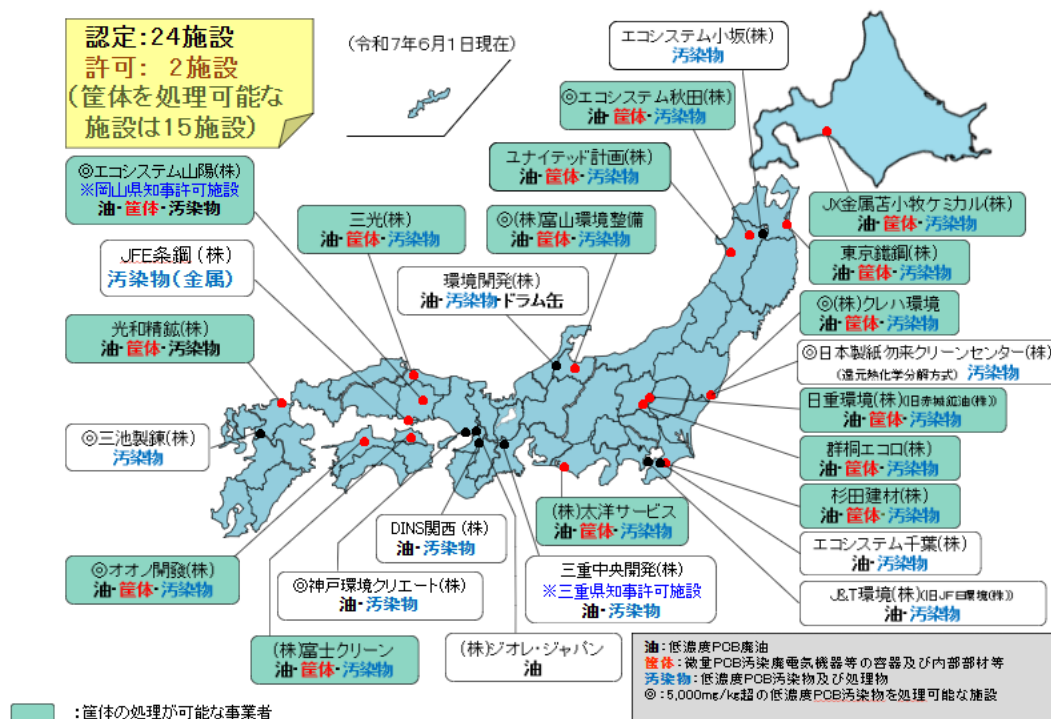
期限内かつ早期に処理ができるよう、必要に応じて行政指導を行うなど、計画的な処理を進めていただくようお願いする。都道府県・政令市においては、低濃度 PCB 廃棄物の保管事業者に対して、無害化処理認定等事業者における処理についての周知をお願いしたい。

PCB 特措法に基づく届出情報に加え、環境省が関係省庁及び関係業界団体の協力を得て、令和 5 年(2023)度実施した低濃度 PCB 廃棄物の実態把握に向けた調査結果も活用して、低濃度 PCB 廃棄物を保管する事業者等への助言・指導に活用されたい。

使用中機器への対応については、有識者会議において残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）で規定される令和 10 年までの環境上適正な管理を実現するため、令和 9 年 4 月以降も使用中の低濃度 PCB 含有製品及び疑い製品の届出制度等の検討を進めている。

(参考) 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理施設 《焼却方式等》

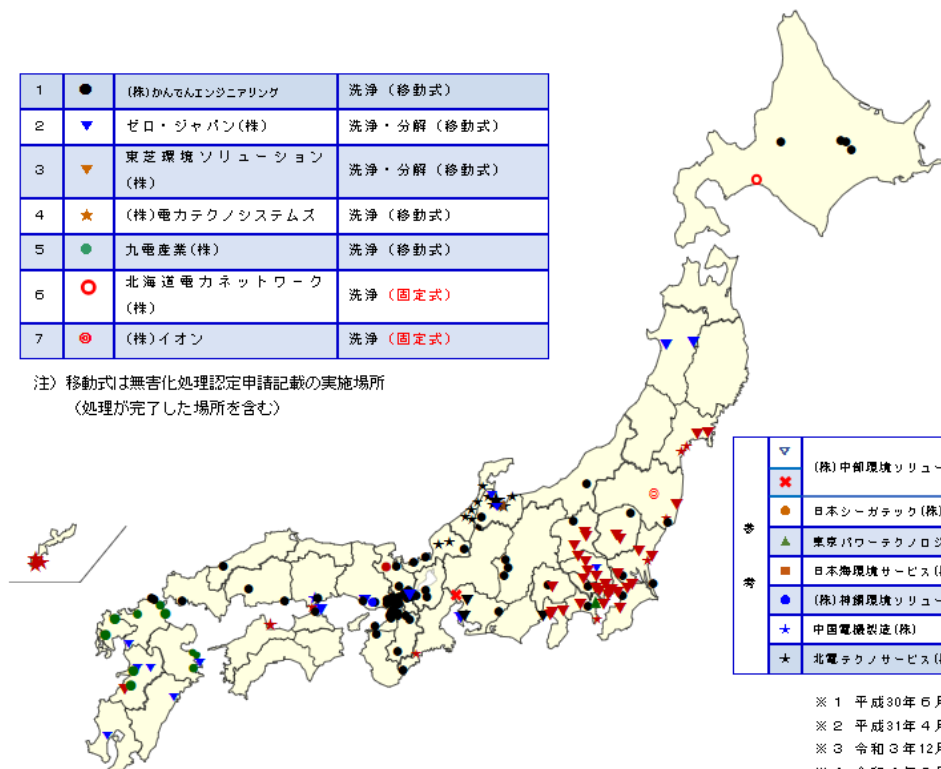
参考3



(参考) 低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設 《洗浄方式》

1	●	(株)かんてんエンジニアリング	洗浄(移動式)
2	▼	ゼロ・ジャパン(株)	洗浄・分解(移動式)
3	▽	東芝環境ソリューション(株)	洗浄・分解(移動式)
4	★	(株)電力テクノシステムズ	洗浄(移動式)
5	●	九電産業(株)	洗浄(移動式)
6	○	北海道電力ネットワーク(株)	洗浄(固定式)
7	◎	(株)イオン	洗浄(固定式)

注) 移動式は無害化処理認定申請記載の実施場所
(処理が完了した場所を含む)



▽	(株)中卸環境ソリューション	洗浄(移動式) ※1
✕		洗浄(固定式) ※2
●	日本シーガテック(株)	洗浄(移動式) ※3
▲	東京パワーテクノロジー(株) (川崎市許可)	洗浄(固定式) ※4
■	日本海環境サービス(株) (富山市許可)	分解(固定式) ※5
●	(株)神鋼環境ソリューション	洗浄(移動式) ※6
★	中国電機製造(株)	洗浄(移動式) ※7
★	北電テクノサービス(株)	洗浄(移動式) ※8

※1 平成30年5月廃止 ※5 令和4年3月廃止
 ※2 平成31年4月廃止 ※6 令和4年10月廃止
 ※3 令和3年12月廃止 ※7 令和5年7月廃止
 ※4 令和4年3月廃止 ※8 令和7年1月廃止
 (令和7年5月1日現在)

(3) その他の早期処理促進策

① PCB 廃棄物処理基金について

PCB 廃棄物処理基金については、すべての事業エリアが事業終了準備期間に入ったことから、PCB 特措法上の保管事業者該当しない者についてのみ、本基金からの助成を活用した処理費用の95%軽減措置を実施している。一方で、中小企業者等については、国からの国庫補助金のみを活用した処分費用の44%に加え、令和6年9月から高濃度PCB 廃棄物の収集運搬費用等支援の再開等の軽減措置を実施している。【参考5】

各都道府県・政令市におかれては、これらの者に対し、引き続き当該軽減措置について周知していただき、PCB 廃棄物の処理促進に御協力いただきたい。

② 低濃度 PCB 廃棄物の補助事業

環境省では、令和7年4月から低濃度PCB 廃棄物を令和9年3月末の処理期限までに適正処分する中小事業者を対象に、その分析費、収集運搬費、処分費の一部(二分の一補助)を補助する事業を開始した。

都道府県市におかれては、本補助制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。

③ 日本政策金融国庫における貸付制度

日本政策金融公庫において、平成 29 年(2017)度から高濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 廃棄物を処分しようとする中小事業者に対する貸付制度が開始された。貸付の対象は処理委託までの保管に係る費用、処理施設までの運搬費用及び処分に係る費用（JESCO の 70%補助分は除く。）等の PCB 廃棄物処理に必要な長期運転資金である。

都道府県・政令市におかれては、本貸付制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いします。

④ 低濃度 PCB 汚染変圧器から高効率化変圧器への交換による CO2 削減推進事業

環境省では、PCB 早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出削減を図ることを目的として令和 5 (2023)年度より低濃度 PCB に汚染された疑いのある変圧器を対象に、その PCB 汚染有無の分析及び高効率化変圧器への交換における補助事業を実施している。当該制度の活用促進および低濃度 PCB 早期処理のため、都道府県・政令市におかれても積極的な周知をお願いします。

<参考資料>

- ・環境省 PCB 廃棄物関連ウェブサイト

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物早期処理情報サイト

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/soukishori/>・低濃度 PCB 廃棄物補助事業

<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>

- ・使用中の低濃度 PCB 含有変圧器交換促進事業

https://www.sanpainet.or.jp/pcb_trans_r7/

「高濃度 PCB 廃棄物の収集運搬費用等支援の再開について（周知）（事務連絡 令和 6 年 8 月 30 日） 別表より一部抜粋」

❖ 別表：現状と改正後の補助率一覧（事業エリア別）

参考 5

対象	保管事業場	補助率	
		現行	改正後
1. 保管事業者に該当する場合			
一 中小、個人事業主	東京・北海道	収運費用：0％ 処分費用：44％	収運費用：70％ 処分費用：44％
	北九州・大阪・豊田 (→北海道事業所)	—	収運費用：70％ 処分費用：0％
二 破産清算中法人等	東京・北海道	収運費用：0％ 処分費用：44％	収運費用：95％ 処分費用：44％
	北九州・大阪・豊田 (→北海道事業所)	—	収運費用：95％ 処分費用：0％
2. 保管事業者に該当しない場合			
三 保管事業者に該当しない者 (一般廃棄物を処理する市町村を含む。)	全地域	収運費用：95％ 処分費用：95％	収運費用：95％ 処分費用：95％ 【変更なし】

※ 収運費用補助の上限額に変更なし。

※ 「中小事業者等」の要件に変更なし。

6. バーゼル法について

(1) 廃棄物等の不適正な越境移動の防止について

越境移動を伴う有害廃棄物等が環境上適正に管理されることを目的とするため、1992年に「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）が発効した。本条約は、有害廃棄物の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付けるものである。

我が国では、廃棄物処理法及び「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）に基づき、有害廃棄物等の越境移動を規制している。

第14回バーゼル条約締約国会議決定によるリサイクルに適さないプラスチック廃棄物に係る条約附属書の改正についてはバーゼル法省令改正（令和3年1月1日施行）及び規制対象の該非判断基準策定（令和2年10月1日公表）を行った。

また、第15回バーゼル条約締約国会議決定による非有害な e-waste に係る改正についてもバーゼル法省令改正（令和7年1月1日施行）と規制対象の該非判断基準策定（令和6年10月23日公表）を行った。

(2) バーゼル法の運用について

① 不適正輸出等の取締りに係る情報提供等のお願い

廃棄物等の不適正輸出等を未然に防止するために、環境省と地方自治体との連携した対応が不可欠であるところ、各都道府県・政令市においては、環境省（地方環境事務所）から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法に基づく厳正な対応をお願いしたい。排出事業者及び処理事業者に関する情報提供の依頼が環境省（地方環境事務所）からあった場合にも、可能な範囲で協力をお願いしたい。

都道府県・政令市において、廃棄物等の不適正輸出に関与していると思われる排出事業者、処理事業者等を覚知した場合には、環境省（地方環境事務所）へ情報提供いただき、可能な範囲で合同立入りや指導等の協力・連携をお願いしたい。特に雑品スクラップの不適正輸出の防止に当たっては、平成29年の廃棄物処理法改正において新たに規定した「有害使用済機器」の届出等の情報が重要となってくることから、密な情報共有・連携をお願いする。

新たにバーゼル条約の規制対象に追加されたリサイクルに適さないプラスチック（第14回バーゼル条約締約国会議決定。令和3年1月発効。）と非有害な e-waste（第15回バーゼル条約締約国会議決定。令和7年1月発効。）の影響についても注視していただきたい。

② 再生利用等事業者等の環境法令の遵守状況に関する情報提供について

平成 29 年のバーゼル法改正によって新設された「再生利用等事業者」等の認定審査においては、廃棄物処理法等の環境法令の遵守状況の確認が重要となっている。認定申請者の環境法令の遵守状況について環境省（地方環境事務所）から情報提供の依頼があった場合には、可能な範囲での御協力をお願いしたい。

③ バーゼル法等説明会に関する周知の御協力のお願い

環境省は、経済産業省と協力し、輸出入事業者等を対象とした「バーゼル法等説明会」を毎年度行っており、令和 7 年度も全国での開催を予定している。開催日程及び場所等の詳細については、環境省ウェブサイトにおいて周知することとしている。

各都道府県・政令市においては、担当者の理解向上のため、このような機会を積極的に活用いただくとともに、廃棄物等の適正な輸出入の推進に向け、関係者への周知に引き続き御協力をお願いしたい。

7. シップ・リサイクル法について

（１）船舶の再資源化解体の適正な実施について

船舶の解体の大半はコストの安い開発途上国で実施されており、環境汚染や労働災害が深刻化していた。このような状況を踏まえ、日本主導により国際海事機関（IMO）において検討が進められ、2009年5月に香港で開催された国際会議にて、船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的とした「二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」（以下「シップ・リサイクル条約」という。）が採択された。

国内でのシップ・リサイクル条約の的確な実施を確保するため、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とした「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」（平成30年法律第61号。以下「シップ・リサイクル法」という。）が制定され、条約が発効した令和7年6月26日から施行されている。

シップ・リサイクル法では、特別特定日本船舶の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度等が設けられている。

（２）シップ・リサイクル法の運用について

シップ・リサイクル法の許可事務等は主務大臣において実施されるものであるが、再資源化解体の許可基準では、特定船舶再資源化解体施設及び再資源化解体を行う体制が再資源化解体の適正な実施のために必要な関係法令に違反し、又は違反するおそれがないものであること、また、欠格要件として廃棄物処理法等の生活環境の保全を目的とする法律や労働安全衛生法への違反による罰金刑が定められている。

従って、特定船舶の適正な再資源化解体を確保するためには、環境省と地方自治体との連携した対応が不可欠であり、各都道府県・政令市においては、環境省から個別の事案につき情報提供があった場合には、廃棄物処理法等に基づく厳正な対応をお願いしたい。また、再資源化解体業者に関する情報提供の依頼が環境省からあった場合には、可能な範囲で協力をお願いするとともに、特定船舶の不適正解体に関与していると思われる事業者等を覚知した場合には、環境省へ情報提供いただき、可能な範囲で合同立入りや指導等の協力・連携をお願いしたい。

8. 有害物質等を含む廃棄物の適正管理について

（１）水銀廃棄物の処理について

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」という。）が採択され、平成 29 年 8 月に発効した。

水俣条約では、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することが求められており、「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令の改正を行い、廃水銀等の特別管理廃棄物への指定等については、平成 28 年 4 月より施行され、廃水銀等の処分基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準、廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については、平成 29 年 10 月に施行された。改正政省令等に基づき適切に運用されるため、ガイドライン及びリーフレットを作成している。ガイドラインは、令和 7 年 3 月施行の改正省令により水銀使用製品産業廃棄物が追加されたこと等を反映した第 4 版を公表しているため、参照されたい。

また、医療機関や教育機関等に退蔵された水銀血圧計等の回収を促進するため、平成 27 年度から回収マニュアルを活用した回収事業の全国展開を促進してきた。引き続き、退蔵された水銀血圧計等の回収について、関係団体を通して普及啓発することで促進していく。

また、令和 2 年末から水銀を使用した製品等の製造や輸出入の制限が開始されたことに伴い、国内で最終処分せざるを得ない廃水銀等が発生することが想定され、環境省としては、廃水銀等処理物の最終処分場が確保されることが重要と認識している。今後、貴管内の廃棄物処理業者で廃水銀等処理物の最終処分場の設置について関心を示している事業者がいれば、積極的に相談にのっていただくようお願いしたい。水銀廃棄物対策について、引き続き、御協力をお願いしたい。

<参考資料>

- ・水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>
- ・廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令の閣議決定（お知らせ）
<https://www.env.go.jp/press/101621.html>
- ・水銀廃棄物関係（ガイドライン、マニュアル・リーフレット等）
<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

（２）石綿を含む廃棄物の処理について

廃石綿等及び石綿含有廃棄物を適正に処理するためには、法令の趣旨を十分に理解し、

遵守することが必要である。特に石綿含有廃棄物は、今後、建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想され、これらの石綿含有廃棄物等を滞ることなく処理を進めることはもちろんのこと、処理の過程で石綿を飛散させない適切な対策と十分な管理を行うことが重要である。また、令和2年の改正大気汚染防止法により、石綿含有仕上塗材の作業基準が新たに設けられたことに伴って、その廃棄物の取扱い等を検討し、石綿含有仕上塗材の廃棄物が石綿含有廃棄物に区分されることを明確化する等の改定を行い、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」を令和3年3月に公表している。

各都道府県・政令市におかれては、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」に則し、石綿含有廃棄物等の適正な処理に向け指導の徹底を図るとともに、平成20年5月16日付け「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について」（環廃産発第080516001号）に基づき実効性ある立入検査を実施されたい。

なお、廃棄物処理法に基づく石綿の無害化処理認定事業者数は令和7年7月時点で2事業者となっており、各都道府県・政令市においては、これらの施設に関する情報について排出事業者等に提供いただくなど、石綿を含む廃棄物が適正に処理されるよう指導をお願いしたい。

<参考資料>

- ・環境省ウェブサイト「石綿含有廃棄物等関係」

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/index.html>

（３）感染性廃棄物の処理について

感染性廃棄物の処理については、その適正な処理を確保するため、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を作成している。令和7年4月に急性呼吸器感染症の感染症法上の位置づけが変更等されたことを受け、同月に同マニュアルを一部修正し、各都道府県・政令市や関連団体に周知している。

各都道府県・政令市におかれては、引き続き関係者に周知いただくとともに、感染性廃棄物の適正処理の確保を徹底していただくようお願いしたい。

<参考資料>

- ・廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月改訂、令和7年4月一部修正）

<https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf>

（４）残留性有機汚染物質（POPs）廃棄物の処理について

残留性有機汚染物質（以下「POPs」という。）を含む廃棄物については、ストックホル

ム条約の締約国会議（COP）での議論等、国際的な動向も踏まえ、近年においても規制対象物質の範囲が拡大してきている POPs を含有する廃棄物の排出実態の調査や適正処理方法の検討、技術的留意事項の周知等に取り組んでいる。

平成 21 年にストックホルム条約の COP 4 において PFOS が規制対象となった際には、分解試験を行った上で、平成 23 年 3 月に、廃棄物処理法に基づき PFOS 含有廃棄物を適正に処理するために必要な保管、処理委託、収集運搬及び分解処理に関する手法等を整理した「PFOS 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を策定した。その後、平成 31 年にストックホルム条約の COP 9 において PF0A が規制対象となった際には、PF0A 含有廃棄物についての分解処理方法等を取りまとめ、令和 4 年 9 月に「PFOS 及び PF0A 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」として新たに策定・周知している。引き続き、廃棄物の性状や性質に応じた分解処理技術等の検証を行い、技術的留意事項の更なる更新について検討している。

令和 7 年 4～5 月に開催されたストックホルム条約の COP12 において、クロルピリホス、LC-PFCA とその塩及び LC-PFCA 関連物質、MCCP が追加されるとともに、POPs に指定されている臭素系難燃剤（PBDE s）の LPC（低 POP 含有量）が決定されたことから、PBDEs を含有する廃棄物の対応の検討を進めている。

また、最終処分場の放流水等から PFOS 等が検出された例もあることから、令和 4 年度から国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価が行っている「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」において、令和 5 年 7 月にとりまとめられた「PFAS に関する今後の対応の方向性」を踏まえ、最終処分場の PFOS 等対応技術等の知見の収集や POFS 等濃度の低減技術の検討等を進めている。

引き続き、適正処理に関する指導をお願いしたい。

<参考資料>

- ・ POPs 廃棄物に関する技術的留意事項（ガイドライン）
https://www.env.go.jp/recycle/pops/guideline/pops_ryuijiko.html
- ・ PFOS 及び PF0A 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項
https://www.env.go.jp/press/press_00659.html
- ・ PFAS に関する今後の対応の方向性
<https://www.env.go.jp/water/pfas/pfas.html>

（５）廃棄物情報の提供に関するガイドラインについて

環境省では、排出事業者が処理業者に対して産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の適正な提供に資するため、平成 18 年に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（以下「WDS ガイドライン」という）を策定し、さらに平成 25 年に WDS ガイドラインを見直し、廃棄物データシート（WDS）の記載内容の見直しなどを行ってきた。

令和7年4月22日に、「危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべきである。」との中央環境審議会意見具申（平成29年2月）を受けて、省令を改正・公布し、化学物質排出把握管理促進法に定める第一種指定化学物質取扱事業者は、処理委託する産業廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の名称等を委託契約書において情報伝達することを義務付けた（令和8年1月1日施行）。今後、改正省令の実効性を高めるため、WDSガイドラインの改訂版を改訂するとともに、改正省令やガイドラインの改訂案に関する説明会の開催を予定している。

引き続き、排出事業者、処理事業者間で廃棄物の適正処理に必要な情報伝達がなされるよう指導をお願いしたい。

<参考資料>

- ・廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

（6）リチウムイオン電池の適正排出について

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品は、廃棄物となった際に適切に排出されず、破砕等を行う中間処理施設で衝撃が加わった際に発火し、火災事故の原因となっている。

火災事故の発生防止のため、不要になったリチウムイオン電池及び電池使用製品は、事業場や工場では適切に分別して、処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託する必要がある。具体的には、リチウムイオン電池・電池使用製品の排出時には、「無理に外さない」、「他の廃棄物と混ぜない」、「ぬらさない」、「電池の端子部分を露出させない」ことが重要である。環境省では、電動工具、充電式家電等の事業活動で使用されることの多い電池使用製品の具体例等を示しつつ、分別された適切な排出を促すポスター及びチラシを作成しており、各都道府県・政令市におかれては、排出事業者への指導等に当たり、引き続き、これらの広報資材を活用いただきたい。

なお、環境省では、市区町村におけるリチウム蓄電池等に起因する発煙・発火対策等を整理した「リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和5年度版）」を取りまとめているので、併せて活用いただきたい。

<参考資料>

- ・リチウムイオン電池関係

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index_00002.html

（７）使用済太陽光発電設備の廃棄について

使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、資源循環の観点からリユース、リサイクルを推進することが望まれるが、使用済太陽電池モジュール等の最終処分に当たっては、一般的には、産業廃棄物の品目である「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」の混合物として取り扱われる。太陽電池モジュールは電気機械器具に該当することから、埋立処分する場合には、廃プラスチック類を最大径おおむね 15 センチメートル以下になるよう破碎等を行った上で、管理型最終処分場に埋め立てる必要がある。また、太陽電池モジュールを構成している太陽電池セルは、太陽光が当たることにより電圧が生じ、感電するおそれがある。各都道府県又は政令市におかれは、使用済太陽光発電設備の取り扱いに係る留意点を、排出事業者又は産業廃棄物処理業者に対して適切に指導・監督されたい。

なお、詳細については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（令和 6 年）を参照されたい。

<参考資料>

- ・「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」（令和 6 年）
<https://www.env.go.jp/content/000245687.pdf>[000245687.pdf](#)

（８）クリアランス物の保管・処理計画等に係る情報管理システムについて

原子炉等規制法等において、放射能濃度が一定の基準を超えないことが確認された物は、放射線による障害の防止のための措置を必要としない物（以下「クリアランス物」という。）とされ、廃棄物処理法における「放射性物質及びこれによって汚染された物」でないものに該当する。クリアランス制度の適正かつ厳格な運用のため、環境省ではそのトレーサビリティを確保することとしており、関係する行政機関との緊密な連携等の観点から、令和 3 年 3 月に、政府共通 NW/LGWAN 掲示板システムにクリアランス物の情報を掲載し、適宜更新している。なお、同システムは令和 5 年度末より新しい政府共通 NW/LGWAN 掲示板システムに移行した。

9. その他の産業廃棄物処理制度等の動向について

(1) 廃棄物該当性の判断について

廃棄物処理法第2条第1項において、廃棄物とは、「汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。下記の参考を含め、これらについて、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、近年、循環資源の再生利用等が一層活発化し、循環型社会の形成が着実に進んでいると認識している。ただし、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会（循環型社会形成推進基本法第2条）をいうため、循環型社会の形成推進に当たっては生活環境の保全、廃棄物の適正処理の推進並びに不法投棄及び不適正処理の防止が重要であることは言うまでもなく、資源の有効利用などと称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないように留意されたい。

また、第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和3年7月2日開催）において、平成24年度に作成された「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新を行うこととされたことを受け、令和4年3月に更新したので、バイオマス発電燃料等の廃棄物該当性の判断に当たり、参考材料とされたい。

このほか、「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、廃棄物処理法の適用に関して、廃棄物の排出場所以外の施設での機械分別等の規定の明確化を図ることとされたことを受け、「令和6年度選別行為の取扱いに係る実態調査結果」を令和7年3月に公表したので、参考とされたい。

<参考資料>

- ・「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>
- ・「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_13032911.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について
https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306281.pdf
- ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/reg_ref/no_1306282.pdf

- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年上期に講ずることとされた措置（廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化）について
<https://www.env.go.jp/content/900532272.pdf>
- ・令和 3 年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集
<https://www.env.go.jp/recycle/example.pdf>
- ・令和 6 年度選別行為の取扱いに係る実態調査結果
<https://www.env.go.jp/content/000303996.pdf>

（２）条例等による独自規制について

流入規制や住民同意等の地方自治体独自の対策は、他人の不要物を自区域で処理することに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたこと等から生ずる産業廃棄物の処理全体に対する住民の不信感等を背景に、一部の地方自治体が導入してきたものである。

しかしながら、これらの取組が産業廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するものとならないよう、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨を通知等により周知してきた。特に廃プラスチックや災害等により発生した産業廃棄物を広域的に処理するに当たり、流入規制等が円滑な処理の妨げになり、不適正処理を招く可能性がある。不必要な独自規制についてはその廃止、緩和を速やかに実施されたい。廃止、緩和が困難な場合においては、手続の合理化、迅速化を実施されたい。

また住民同意については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「実質的な住民同意についても、その実態を把握した上で、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」旨の指摘を受けているところであり、円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを踏まえ、必要な見直しを進められたい。

（３）押印廃止、報告書等の様式の統一等について

「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）にて押印の全面見直しが推進されることとなったことに伴い、規則様式にて許可申請者等の押印を求めているものについて、令和 2 年末にいずれも押印不要とする改正を行った。令和 3 年 1 月 5 日付け事務連絡「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について（周知）」も参考に、新様式での対応をお願いしたい。

産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、廃棄物処理法施行規則により様式が定められているが、一部の

各都道府県・政令市において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。平成 29 年 2 月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」において、「地域の実情に応じた各都道府県・政令市の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けている。

これを受けて、平成 30 年度に実態把握の調査を行ったところ、規則で定められた様式に独自に項目を追加した様式を用いている自治体が約 2 割程度となっており、各都道府県・政令市の事務の実情に合わせてフォーマットの加工等を行っている状況であった。この調査を受け、様式を統一するよう通知（平成 31 年 3 月 29 日付け「産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について（通知）」）を発出し、産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式の電子データについて環境省ウェブサイトに掲載した。

しかしながら、依然として、独自の様式での提出を求めている都道府県・政令市が存在している状況である。「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）においても、これらの報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずることとされたところであり、かかる都道府県・政令市におかれては、事業者の事務負担の軽減の観点から改めて省令様式に統一されるようお願いしたい。少なくとも、事業者による省令様式での提出を拒否しないようお願いする。現在、産業廃棄物関係の行政手続の申請・届出等のオンライン化の検討を進めているが、国による一元的なプラットフォームの整備に当たっては、事業者の利便性を考慮し、提出様式等の統一化を一層推進していくこととしているので、各都道府県・政令市の御理解・御協力をお願いする。

また、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたが、本制度を一層積極的に活用されたい。自治体によっては、法定書類以外の書類を追加請求するところもあるが、不合理な追加書類については撤廃を検討されたい。更新許可手続等について、事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように審査の迅速化を行っていただくようお願いしたい。

このほか、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、産業廃棄物処理業等の許可における欠格要件該当性等の審査に必要な情報を地方公共団体が照会する方法については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するものとするとして受けて、「欠格事由の該当の有無に係る照会における公印の押印の取扱いについて（通知）」（令和 7 年 3 月 28 日付け環循規発第 2503286 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を発出し、都道府県知事等から地方検察庁に対し欠格事由の該当の有無につき照会を行う際は、公印の押印が不要であることを明確化した。なお、当該通知において定める照会の様式は、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う通知の一部改正について」（令和 7 年 6 月 16 日付け環循規発第 25036165 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）により一部改正されているため、御留意いただきたい。

い。

<参考資料>

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書等の様式の統一等について
(規則様式等についてもこちらに掲載)
<https://www.env.go.jp/hourei/11/000651.html>
- ・欠格事由の該当の有無に係る照会における公印の押印の取扱いについて (通知)
<https://www.env.go.jp/content/000328663.pdf>
- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う通知の一部改正について
<https://www.env.go.jp/content/000328605.pdf>

(4) 建設汚泥処理物等に係る再生利用について

建設汚泥やコンクリート塊については、建築物等のインフラの更新に伴い、今後その発生量の増大が見込まれていることから、再生利用をより一層推進する必要がある。

建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところであり、各都道府県・政令市においては「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」(平成18年7月4日付け環廃産060704001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)で示した考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたい。

また、仕様書等の規定に照らし、適正な品質及び数量である建設汚泥処理物等が、生活環境の保全上の支障や品質の劣化を発生させずに保管され、当該仕様書等に従って有償譲渡として計画的に搬出されると同時に、再生利用されることが確実であることが確認できる場合は、当該建設汚泥処理物等が建設資材等として製造された時点において、有価物として取り扱うことが適当である。このことは、独立・中立的な第三者が、透明性及び客観性をもって判断する場合も同様に扱うことが適当であることから、「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて(通知)」(令和2年7月20日付け環循規発第2007202号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通)を各都道府県・政令市宛てに発出し、今年2月に開催した廃棄物処理制度小委員会(第1回)に平成29年の中央環境審議会・意見具申への対応として報告した。

本通知の内容を踏まえ、令和3年8月に公益財団法人産業廃棄物処理振興財団が第三者認証業務を開始しており、各都道府県・政令市にその旨連絡した。再生利用指定制度や通知、第三者認証業務等を活用し、建設汚泥処理物等の適正な再生利用を引き続き、積極的に推進されたい。

<参考資料>

- ・「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成 17 年 7 月 25 日環廃産発第 050725002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）
https://www.env.go.jp/recycle/waste/kensetu_tuuti.pdf
- ・「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて（通知）」（令和 2 年 7 月 20 日環循規発第 2007202 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k096.pdf>

（５）産業廃棄物処理業者による違法な廃棄物回収対策について

近年、産業廃棄物処理業者が一般廃棄物処理業の許可等を有しないまま一般家庭から排出される使用済家電製品等の収集又は運搬を行う事案が見受けられるが、これらの者に対しては、一般廃棄物である使用済家電製品等の回収又は廃棄物回収業者等からの一般廃棄物である使用済家電製品等の引受けはできない旨、周知していただくようお願いする。また、産業廃棄物処理業の新規許可時及び許可の更新時においては、適切な指導を行うとともに、悪質な場合には、産業廃棄物処理業の許可の取消し処分又は産業廃棄物処理業の許可の更新申請に対する不許可処分も念頭に厳正に対処されたい。

各都道府県・政令市においては、違法な使用済家電製品等の回収に対する取締りの強化等に御尽力いただいているが、人口規模の小さな市町村では対応に苦慮している場合もあることから、貴管内においてイニシアチブを発揮し、市町村や都道府県警察、地方環境事務所とも連携の上、今後も継続して違法な使用済家電製品等の回収に対応していただくとともに、県民、県内事業所等に対しても、使用済家電製品等を排出するに当たっては、違法な廃棄物回収業者を利用しないよう普及啓発の徹底をお願いしたい。

上記の取組を推進するため、令和 6 年度には違法な廃棄物回収業者対策のためのセミナーを実施した。今年度も開催を予定しているため、是非、参加いただきたい。

（６）処分に係る審査請求及び取消訴訟の教示について

産業廃棄物処理業の許可の取消処分、産業廃棄物処理業の許可の更新申請に対する不許可処分等の処分を講ずる場合には、当該処分の相手方に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項の規定に基づく審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく取消訴訟の提起に関する教示を行う必要がある。これらの教示がされなければ、処分の相手方が審査請求及び取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねないことから、各都道府県・政令市において処分を行う際には、遺漏なく審査請求及び取消訴訟に関する教示を行われたい。

（７）産業廃棄物に係る調査の早期化等について

産業廃棄物排出・処理状況調査、産業廃棄物処理施設状況調査及び産業廃棄物行政組織等調査などの廃棄物処理法の施行状況等の調査については、毎年度、各都道府県・政令市に協力いただき、感謝申し上げます。

全国的な産業廃棄物に関する基礎的な統計情報を把握するため、引き続き円滑な統計調査の実施に協力願いたい。

（８）専ら再生利用の目的となる産業廃棄物について

廃棄物処理法においては、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者については、その業を行うに当たって産業廃棄物処理業の許可が不要とされており、事業者が、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされている。また、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされているが、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合は交付を要しないとされている。

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 16 日付け環整第 43 号厚生省環境衛生局長通知）及び「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」（令和 2 年 3 月 30 日付け環循規発第 2003301 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）において、「産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされているので、御了知願いたい。これらの産業廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除く趣旨は、法制定当時から既存業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためである。

なお、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理を主たる業として行っている業者であっても、当該専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の再生利用を行う場合は、当該専ら再生利用の目的となる産業廃棄物の処理について、産業廃棄物処理業の許可は要しない。ただし、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物であっても、それが再生利用されない場合には許可が必要である。

なお、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物については、「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 3 日付け環循適発第 2302031 号、環循規発第 2302031 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）及び「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和 5 年 4 月 10 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課事務連絡）を発出しているため、こちらも参照されたい。

(9) 廃棄物最終処分場における排水基準等に係る省令改正について

令和6年1月25日に「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出及び地下浸透水の浸透等の規制に係る基準を定めている水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の改正が行われた。

こうした排水基準の改正を踏まえ、最終処分場から排出される放流水や浸透水による地下水、河川等の水質汚染を防止するため、令和7年3月3日に「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第6号）」が公布され、「大腸菌群数」に係る基準値の改正は令和7年4月1日に施行済みで、「六価クロム化合物」及び「六価クロム」に係る基準値の改正は令和8年4月1日に施行される予定である。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（令和7年3月3日付け環循適発第2503031号、環循規発第2503033号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知）を参照し、改正事項に関して適切に運用いただきたい。

(10) 不適正ヤードへの規制に向けた検討について

平成29年の廃棄物処理法改正により、有害使用済機器保管等届出制度が創設されたが、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災といった生活環境保全上の支障の発生が報告されており、昨年実施した実態調査の結果からその事実が明確となった。具体的には、本制度の対象外である金属スクラップ等を保管しているヤードは、全国で3,260件確認された。こうした金属スクラップ等を扱うヤードのうち、165件のヤードにおいて、直近1年間で211件の生活環境保全上の支障が生じていた。

昨年10月から今年3月にかけて開催した「ヤード環境対策検討会」において、当該実態調査の結果や自治体等の関係者からのヒアリング結果を踏まえ、有害性の観点を踏まえた規制のあり方など、4つの論点を中心とした「ヤード環境対策における取組の基本的方向性」を取りまとめた。当該報告書を踏まえ、現在、中央環境審議会の下に設置された廃棄物処理制度小委員会において、議論を進めている。

(11) 廃棄物処理制度小委員会について

平成29年の改正廃棄物処理法の附則において、同法の施行後5年の経過後（令和7年）に、改正法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、有害使用済機器保管等届出制度をはじめとする規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

こととされた。この規定に基づき、令和6年12月に中央環境審議会循環型社会部会の下に廃棄物処理制度小委員会を設置し、不適正ヤード対策として「ヤード環境対策検討会」で示された、①制度の対象となる物品、②制度の内容、③適正処理の確実性を高めるための措置、④適正処理の確保により、不適正輸出を防止するための仕組み、⑤制度の実効性を高めるための措置について更に検討を進めている。

また、「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」での検討内容を踏まえ、廃棄物処理制度小委員会において、処理期限後の PCB 対策について、それぞれの処理期限以降に廃棄される使用中の PCB 含有製品や、新たに発見される PCB 廃棄物等についても、ストックホルム条約で求められている令和10年までの適正な管理を実現するとともに、適正処理を引き続き確保するため、関係法令の役割を見直しつつ、①高濃度 PCB 廃棄物の新たな処理体制の確保、②低濃度 PCB 含有製品及び同疑い製品に係る管理制度の創設、③建築物・設備にかかる低濃度 PCB 廃棄物の計画的な処理に係る措置、④事務の見直し等について検討を進めている。

令和7年6月24日には廃棄物処理制度小委員会において制度的措置の方向性に関する「中間取りまとめ」が示されたが、引き続き、この中間取りまとめを踏まえ、法制化に向けた課題を整理し、制度的措置の具体化に向けた取組を加速してまいりたい。

【参考】今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ（概要）

【概要】今後の廃棄物処理制度の検討に向けた中間取りまとめ

- 現行の有害使用済機器保管等届出制度の点検を含む資源循環の推進に向けた取組や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に関する廃棄物処理法等の制度の点検・見直し等を行うため、「廃棄物処理制度小委員会」を令和6年12月に設置。
- 計6回開催された小委員会においては、**1.不適正ヤード問題への対応**（平成29年廃棄物処理法改正法附則に基づく検討）、**2.処理期限以降に算知されたPCB 廃棄物の適正処理の確保の仕組み**、**3.災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度の点検・見直し**（平成27年廃棄物処理法改正法附則に基づく検討）について検討を重ね、以下の通り中間取りまとめを行った。今後、中間取りまとめを踏まえ、さらに必要な制度的措置の具体化を検討する。

I. 不適正ヤード問題への対応

廃棄物又は有害使用済機器に該当しない雑品スクラップや廃鉛蓄電池等の不適正な処理に起因する生活環境保全上の支障が生じていることを受けて、これらの適正な処理を確保するための全国で統一的な法制度の創設が必要。

① 制度の対象となる物品

- 廃鉛蓄電池等の個々の物品に鉛等の有害物質が含まれ、その不適正な保管・処理により生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものと、金属スクラップや雑品スクラップ等の一定程度集積して保管・処理されることにより生活環境保全上の支障を生じるおそれのあるものを対象とする。
- 物品が混在して保管されている状態やリチウムイオン電池を内包している等の物品の性質等を踏まえながら対象物品を精査し、包括的な定義付けを検討。

② 制度の内容

- 制度対象物品のそれぞれの性質に応じて、どのような制度を導入すべきを検討。
- 例えば、事業者の能力や保管・処分時の設備の構造、処分方法等の基準の検討。
- 特に、有害物質を含む廃鉛蓄電池等は、生活環境保全上の配慮がなされた一定の要件を満たす事業場でのみ解体等を行うことができる仕組みの検討。
- 実効性の高さや実務面での手続の負担、条例の制定状況や自治体からの要望等を総合的に考慮の上、適切な手法を検討。
- 本来の業務に付随して一時的な保管を行う場合等、適切な環境保全対策が講じられている場合に過度な負担とならないよう配慮。

③ 適正処理の確実性を高めるための措置

- 制度対象物品の受入れや処分に係る日付や数量等について、帳簿への記載を義務付けること等により、トレーサビリティの仕組みを構築。

④ 適正処理の確保により、不適正輸出を防止するための仕組み

- 廃鉛蓄電池等について、国内処理原則を適用して国内での適正な処理を確保するとともに、輸出に当たっては環境大臣の確認を制度化。

⑤ 制度の実効性を高めるための措置

- 有害使用済機器保管等届出制度と比べて罰則を強化すること等により、不適正な処理等を実効的に抑止。

II. PCB廃棄物に係る対応

高濃度PCB廃棄物の継続的な処理体制の確保とともに、低濃度PCB含有製品等にかかる管理の強化が必要。

① 高濃度PCB廃棄物の新たな処理体制の確保

- 実証試験の結果を踏まえ、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度PCB廃棄物を追加するとともに、前処理設備の考え方を追加。
- 新たに発見された高濃度PCB廃棄物は道府県知事への届出を義務付け（現行ルールの継続）。特例処分期限等は廃止。発見後一定期間内の処分委託等を義務付けを検討。

② 低濃度PCB含有製品及び同疑い製品に係る管理制度の創設

- 低濃度PCB含有製品等の管理の状況について、都道府県知事への届出を義務付け。廃棄の際には一定期間内の処分の委託を義務付けを検討。

③ 事務の見直し等

- 都道府県によるPCB廃棄物処理計画、保管及び処分の状況の公表義務を廃止。また、JESCO法の関係規定を見直す。

III. 災害廃棄物への対応

自治体内で体制を確保するとともに、マンパワーやノウハウが不足する状態にあっても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理ができるよう、平時の一般廃棄物処理と運動させつつ、発災時における災害廃棄物処理の実効性を高める仕組み等の構築が必要。

① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の規定整備

- 公費解体工事や廃棄物処理に係る事務等の全部又は一部について、横断的に調整支援する専門支援機能（機関）に関する規定を整備。災害廃棄物処理計画の策定・改定等の自治体の平時の備えについても同機能（機関）が支援を行う規定を整備。

② 災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備

- 市町村が策定する一般廃棄物処理計画の規定事項に、非常災害時の廃棄物処理に関する事項を追加。災害支援協定の締結を自治体の努力義務とするとともに、同協定に基づき委託を受けた民間事業者に対する災害時の委託基準の合理化等の特例措置を創設。
- 産業廃棄物の処理施設において、同協定に基づき同種の災害廃棄物の処理を行う場合について、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例措置を拡充。

③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

- 災害廃棄物を受け入れる能力を有する廃棄物最終処分場に対する認定制度・優遇措置を創設するとともに、自治体が設置者に対して受け入れを求めることができる制度を創設。